

コロナ禍における税務上の問題に関する税務局の見解について

1. 香港税務局が COVID-19 パンデミックから生じる税務上の問題に対する見解を公表

2021年7月29日、香港税務局（IRD：Inland Revenue Department）はホームページ上で、COVID-19のパンデミックにより、企業の運営方法や人々が働く場所に変化をもたらしたことから生じる税務上の問題に対する一般的なアプローチを示しました。このアプローチは、経済協力開発機構（OECD）が既に公表している各種ガイダンスと一致しているものであり、特段目新しい見解ではありませんが、重要なポイントのみ以下に概要を記載いたします。

なお、IRDは、以下の見解は一般的な情報を示すのみであり、個々の具体的な取り扱いには各社の事実及び状況に基づいて判断されるとしています。

① 法人の税務上の居住地

例えば、香港法人が租税条約の適用による優遇を受けるためには、香港税務局が発行する居住者証明書（Certificate of Resident Status）の入手が必要なケースがありますが、この証明書を発行してもらうためには、その香港法人が香港居住者である必要があります。

具体的には、取締役会が通常開催される場所が香港内かどうか、最高経営責任者及びその他の上級管理職が通常活動を行う場所が香港内かどうか等を考慮して、当該香港法人が香港居住者か否かが判断されることとなりますが、コロナ禍における渡航制限やそれに伴うリモートワークの普及は、取締役会等の会議が開催される場所や上級管理職が活動を行う場所の変更を引き起こしている可能性があり、それによる税務上の居住地に与える影響が懸念されることです。

これに関してIRDは、特別な状況下における一時的な変更により、法人の税務上の居住状況が変更されるものではないとしています。従って、コロナ禍における渡航制限の影響により、即座に税務上の居住地が変更されるものではないようです。

② 個人の税務上の居住地

香港に出向して勤務している方が、一時帰国中に開始された渡航制限の影響で、一定期間日本に滞在して、香港に戻ってくるができなかったケース等が想定されます。

通常、個人が香港の居住者か否かは、恒久的住居もしくは常用の住居を香港内に有しているか、香港内に重要な利害関係の中心があるか、香港の滞在日数等を踏まえて決定されますが、長引く渡航制限の影響により、香港における課税期間（毎年4月1日から3月31日まで）においてほとんど香港に滞在できなかったケースも想定され、それによる個人の税務上の居住地に与える影響が懸念されることです。特に、日本と香港では個人の所得税の税率が大きく異なるため、どちらの国の居住者であるかは個人にとっても雇用主にとっても重要な問題となります。

これに関してもIRDは、特別な状況下における一時的な変更により、個人の税務上の居住状況が変更され



るものではないとしています。従って、コロナ禍における渡航制限の影響により、即座に香港の非居住者となり日本で所得税が課税されるというものではないようです。ただし、渡航制限が解除または緩和された後も同様の状況が続く場合にはこの限りではないため、比較的容易に渡航できる状態になった際には速やかに香港に戻ってくる等の対応は必要になるものと思われます。

2. 電子消費券の登録受付が開始

香港政府が配布する 5,000 香港ドルの電子消費券の登録受付が 2021 年 7 月 4 日から開始されています。登録受付期間は 2021 年 8 月 14 日までとなり、配布は 8 月 1 日から 2 回～3 回に分けておこなわれます。申請資格者は日本人の場合は、18 歳以上の香港永久居民及び香港永久居民の扶養家族となります。

電子消費券は Octopus、AlipayHK、Tap & Go、WeChat Pay HK のいずれかで受け取ることができ、小売店、飲食店、サービス店やオンラインプラットフォームで使用できます。2021 年 7 月 4 日から 2021 年 7 月 17 日に登録した申請者は、2021 年 8 月 1 日に 1 回目の電子消費券を受け取ることができ、使用期限は 2021 年 12 月 31 日までとなります。2021 年 7 月 18 日から 2021 年 8 月 14 日に登録した申請者は、2021 年 9 月 1 日に 1 回目の電子消費券を受け取ることができ、使用期限は 2022 年 1 月 31 日となります。

Octopus での申請者は、1 回目は 2021 年 8 月 1 日に 2,000 香港ドル、2 回目は 2021 年 10 月 1 日に 2,000 香港ドルとなり、4,000 香港ドルを使い切れれば残りの 1,000 香港ドルが受け取れます。Octopus 以外で申請した方は、1 回目は 2021 年 8 月 1 日に 2,000 香港ドル、2 回目は 2021 年 10 月 1 日に 3,000 香港ドルを受け取ることができます。登録は下記のウェブサイトからとなります。

<https://www.consumptionvoucher.gov.hk/en/register.html>

フェアコンサルティング香港

(Fair Consulting Hong Kong Co., Limited)

香港九龍海港城海洋中心 16 樓 1629A-30 室

電話：+852-2156-9698

担当：山口 (YAMAGUCHI) 日本国公認会計士

ka.yamaguchi@faircongrp.com

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。